令和２年４月１日以後開始事業年度分

第十号様式（その２）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

事務所又は事業所	事業税							道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝　）	分割課税標準額						分割基準（単位＝人）	分割課税標準額 ㉑
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭＋⑮＋⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳	
	（　）	円	円	円	円	円	円	円	円
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
	（　）								
合計									